

## 【湯沢市新たなオンデマンド交通計画策定支援業務プロポーザル【実施要領】

令和8年4月

「湯沢市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン（H29.12.15）」（以下、ガイドライン）の規定により、「湯沢市新たなオンデマンド交通計画策定支援業務プロポーザル実施要領」（以下、実施要領）を以下のとおり定める。

### 1. 業務概要

件名：湯沢市新たなオンデマンド交通計画策定支援業務

目的：令和6年4月に策定した「湯沢市地域公共交通計画」の施策や設定した目標値の達成に向けて、「地域の特性や市民の暮らしに寄り添った移動ニーズ」と「観光誘客における二次交通としての移動ニーズ」の両面を満たす持続可能な公共交通体系の確立に資するため、市内における公共交通の利用状況を分析し、効率化と利便性の向上を実現する新たなオンデマンド交通の導入に向けた運行計画（案）及び実証計画（案）の策定支援を行う。

業務内容：・路線バス、乗合タクシー等の利用状況の整理、分析  
・路線バス、乗合タクシー等の運行体制に関する整理  
・オンデマンド交通の導入、再編に関する運行形態の検討  
・（A I）オンデマンド交通の運用内容、運行運営体制の検討  
・オンデマンド運行計画（案）、実証計画（案）の作成  
・地域公共交通確保維持改善事業費補助金の申請にかかる支援

業務期間：契約締結日の翌日から令和9年3月26日まで

提案上限額：6,422千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※提案上限価格は予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものである。

※提案上限価格を超えた提案は失格の扱いとする。

※本事業費の財源として、市の一般財源のほか、令和8年度秋田県地域公共交通再構築促進事業費補助金の活用を想定している。

※本支援業務で策定する実証計画（案）等は、令和9年度の地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用し実証環境の構築と実証事業の実施を想定していることに留意すること。なお、同補助金に関しては国の予算成立を前提とした見込みであり、事業実施を確約するものではないことに留意すること。

### 2. 実施形式

公募型プロポーザル方式とする。

### 3. 募集方法

募集方法：実施公告を掲示するとともに、湯沢市ホームページに掲載する。

申込方法：参加希望者は様式1参加申込書1部を湯沢市総務部企画課へ電子メール、持参又は郵送で提出すること。ただし、受付は湯沢市役所開庁日で午前8時30分から午後5時15分までとする。また、電子メール、郵送等の場合は期限までに必着とする。

募集期間：「10. 日程」に示す期間とする。

#### 4. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (3) 令和 8・9 年度湯沢市物品購入等入札参加資格者名簿（営業種目「5905 都市計画関係調査」または、「5910 公共交通関係調査・分析」）に登録を有する者であり、本件の公募から契約候補者を選定するまでの間に本市の指名停止措置を受けていないこと。ただし、秋田県内に営業所を有する者に限る。
- (4) 令和 8・9 年度湯沢市物品購入等入札参加資格者名簿に登録を有しない者は、参加申込期限まで資格申請し、受付が完了していること。登録営業種目は「5905 都市計画関係調査」または、「5910 公共交通関係調査・分析」とする。
- (5) 本委託業務と同種又は類似する業務を 1 年以上（令和 8 年 4 月 1 日時点）営んでいること。
- (6) 過去 5 年以内に、地方公共団体が発注した（A I）オンデマンド配車システムの導入を前提とする路線再編等業務を受託し、完了した実績があること。

#### 5. 説明会

本業務及び本プロポーザルに関する説明会等は開催しない。

#### 6. 参加申込資格審査

様式 1 参加申込書、様式 2-1 会社概要書、様式 2-2 過去の業務実績【法人分】、様式 3 業務実施体制予定表を提出した者が「4. 参加資格」に示す条件を満足しているかを湯沢市総務部企画課において審査し、審査結果を様式 4 参加資格審査結果通知書により通知する。

なお、参加資格に満たないと判断された者がその理由についての説明を求められることができるものとする。

#### 7. 提案書作成方法

- (1) 参加資格審査結果通知書を送付されたものは、下記により提案書を作成し提出するものとする。  
提出期限：「10. 日程」に示す。  
提出場所：秋田県湯沢市佐竹町 1 番 1 号 湯沢市総務部企画課（本庁舎 3 階）  
提出部数：正本 1 部、副本 5 部（鏡、参考見積及び積算内訳書は正本のみ）  
提出方法：紙に印刷したものを下記提出場所に持参又は郵送すること、ただし、提出は湯沢市役所開庁日で午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。また、郵送等の場合は期限までに必着とする。

提出書類	様式	提出部数
提案書（鏡）	様式 5-1	1 部
業務の実施方針、実施フロー	様式 5-2	6 部
評価テーマ	様式 5-3	テーマ毎各 6 部
工程表	任意	6 部

参考見積書・積算内訳書	任意	1部
-------------	----	----

※様式5-2～5-3については、提案者が特定される記述をしてはならない。

※提案書は1者1提案とする。

※提案書を受け付けた後の追加及び修正は、原則認めない。

※提出された提案書は原則返却しない。

※（様式5-3関係）評価テーマは以下のとおりとする。

いずれのテーマも、実際の分析・検討結果の完成イメージ（ポンチ絵等）を添付する等、視覚的にも評価しやすい表現を用いること。

<p>■ 評価テーマ1「コスト及び利用者負担の最適化について」</p> <p>人口減少や高齢化が進む本市において、サービスの質とコストの両立を図りつつ、利用者の移動ニーズに寄り添った提案であるか。</p>
<p>■ 評価テーマ2「持続可能な交通サービスについて」</p> <p>既存のタクシー事業者（運転手、配車担当）への負担増加を極力抑えた仕組みの導入が検討されており、且つ到達時刻保証による利便性向上（路線バスとの乗り継ぎ可能）が図られていることや導入経費が低廉で実証実験後に持続可能な提案であるか。</p>

## 8. 候補者決定方法（審査方法）

本委託業務契約の候補者は、「湯沢市新たなオンデマンド交通計画策定支援業務プロポーザル審査委員会」（以下、審査委員会）の審査により決定する。なお、審査委員会委員への不正な接触を防止するため、委員会設置要領並びに委員会の委員については非公表とする。

- (1) 参加者より提出された「提案書」を別に定める「湯沢市新たなオンデマンド交通計画策定支援業務プロポーザル評価基準」に基づき実施する。
- (2) 書類審査による審査の結果、最も評価点の高かった者を本業務の契約候補者とし、次点の者を次点契約候補者とする。
- (3) 参加申込書提出者が1者の場合であっても、審査委員会を開催し審査の結果、提案の内容が特記仕様書に定める仕様を満たしていない場合は契約候補者として選定しない。
- (4) 審査委員会は非公開で実施する。
- (5) 審査結果については、審査後速やかに文書をもって参加申込者全員に通知する。なお、審査結果及び審査内容についての異議申し立ては一切受け付けしない。
- (6) ヒアリング方法  
ヒアリングは、提出された「提案書」の内容について必要が認められた場合に、文書をもって行う。参加申込者は、速やかにヒアリング内容について書面で回答を行うものとする。
- (7) 審査結果  
審査結果については、審査後速やかに文書をもって参加申込者全員に通知する。なお、審査結果及び審査内容についての異議申し立ては一切受け付けしない。

## 9. 質疑・回答

本業務内容及び本プロポーザルに関する質問がある場合は、様式6 質問書により行うこととし、それ以外の方法によるものは受け付けしない。

質問書の提出は紙書類によるほか、電子メールでの提出も可能とする。電子メール件名は「湯沢市オンデマンド交通計画策定支援業務質問書」とすること。なお、湯沢市は通信に係る事故による未達等に関して責任を負わないものとする。

質問書の提出期限、回答期限は「10. 日程」に示す。

回答は、期限までに質問書提出者名を伏せ、又は質問趣旨を逸脱しない範囲で記載内容を変更した上で、湯沢市ホームページの本業務公告ページに掲載する。また、本業務及び本プロポーザルに直接関係する質問にのみ回答を行う、無関係な質問に対して回答は行わない。

10. 日程：令和8年4月22日 指名委員会審査・実施決定  
令和8年4月中旬 審査委員会設置（審査委員会要領・実施要領の策定、確認）  
令和8年4月23日 プロポーザル実施公告（公告・市HP掲載）・参加申込受付開始  
↓ 質問受付、(随時) 回答  
令和8年5月13日 参加申込締切り・取りまとめ  
↓  
令和8年5月18日 参加資格審査結果通知  
質問書 提出期限  
↓  
令和8年5月21日 質問書 回答（最終）  
↓  
令和8年5月28日 提案書 提出期限  
↓  
令和8年6月12日 審査結果通知（予定）  
令和8年6月19日 契約締結（予定）・公開、指名委員会への報告

#### 11. 提出書類等の取り扱い

- (1) プロポーザルに係る提案の実施に要する一切の経費は提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書類等の所有権は発注者に移転するものとし、返却しないものとする。
- (3) 提出された提案書等の著作権はそれぞれの提案者に帰属したままとし、発注者は提案者の評価以外の目的にこれを使用しないものとする。ただし、以下の事由により発注者が提出書類等の複製又は公表を行う必要がある場合には、それをできるものとする。
  - ① 評価に必要な限りにおいて、写しを作成する場合。
  - ② 公平性、透明性及び客観性を担保するため、必要最低限の内容を情報公開する場合。
- (4) 以下のいずれかに該当する提案者は失格とする。
  - ① 契約締結の日までに参加資格要件を満たさなくなった場合。
  - ② 提出書類等に虚偽の記載をした提案者。
  - ③ 見積金額が提案上限額を超過した提案者。
  - ④ 評価の公平性に影響を与える行為をした提案者。
- (5) 公平な評価によるプロポーザルが実施できないと認められる場合及びその恐れのある場合は、プロポーザルの執行を延期又は中止することがある。
- (6) 提案者は、提案にあたり妨害又は不当要求を受けた場合は、発注者に通報し、及び警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は失格とすることがある。

- (7) 一の提案者が複数の提案を行うことは認めないものとする。
- (8) 発注者は、評価の経緯及び結果についての問い合わせには応じないものとする。
- (9) 郵便等における事故及び通信事故について、発注者は一切の責任を負わないものとする。

## 12. 情報公開及び提供

湯沢市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン第8に規定する結果の公表については、契約候補者との契約締結の日の翌日から起算して10営業日以内に、湯沢市ホームページに掲載することにより実施する。

## 13. 問い合わせ先

〒012-8501 秋田県湯沢市佐竹町1番1号 湯沢市総務部企画課地域活力振興班  
湯沢市新たなオンデマンド交通計画策定支援業務プロポーザル担当 あて  
電話：0183-73-2111(代表)内線 556 e-mail：ck-shinko-gr@city.yuzawa.lg.jp  
0183-55-8274(課直通) FAX：0183-73-2117

## 14. その他

本プロポーザルは、「湯沢市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン(H29.12.15)」及び本要領によるもののほか、下記により実施するものとする。

- ・「湯沢市新たなオンデマンド交通計画策定支援業務プロポーザル基本方針」(非公表)
- ・「湯沢市新たなオンデマンド交通計画策定支援業務プロポーザル審査委員会要領」(非公表)
- ・「湯沢市新たなオンデマンド交通計画策定支援業務プロポーザル実施要領 別紙様式」(公表)
- ・「湯沢市新たなオンデマンド交通計画策定支援業務プロポーザル評価基準」(公表)

附則 この実施要領は、令和8年4月22日から施行する。